奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査において使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

一　投票用紙

第二十二回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

奈良県選挙管理委員会印

○注意

一　やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。

二　やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄	裁判官の名

二　点字用投票用紙

点字投票

第二十二回
最高裁判所裁判官国民審査投票

奈良県選挙管理委員会印

備考

一　奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。

二　用紙は白色とし、黒色のインクで印刷するものとする。

三　点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「国審」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「こくしん」と表示したものを貼付する。